

第1回小田原市スポーツ施設指定候補者選定委員会 概要

日 時 平成28年6月27日(月) 午後7時00分から午後8時30分

場 所 小田原市役所 6階601会議室

出席者 【委員】

関野委員長(文化部長)、川向委員、江島委員、鈴木委員、木村委員、松本委員 以上6名 林委員欠席(敬称略)

【事務局】

杉崎文化部副部長、尾沢スポーツ課長、嵯峨管理係長、山浦主任、河合主任

傍聴者 1名

司会進行：スポーツ課長

【1 開会】

司 会 ただ今から、第1回スポーツ施設指定候補者選定委員会を開催させていただきます。私は、しばらくの間、司会進行を務めさせていただきます、小田原市スポーツ課長の尾沢でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に、本委員会の公開・非公開の取扱いについて、委員の皆様にご確認をさせていただきます。本委員会につきましては、「小田原市情報公開条例」第24条の「会議の公開」に基づき、原則公開することとなっております。

したがいまして、本日の委員会につきましては、公開とさせていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

委員全員 異議なし

司 会 それでは、本日の委員会につきましては公開とさせていただきます。議事録につきましても、公開となりますのでご了承ください。事務局は、傍聴希望者の確認をお願いいたします。また、会議の途中で傍聴者が入室する場合がありますので、ご承知おきください。本日は傍聴希望者がおりますので、これより会場に入ってください。

司 会 それでは、お手元の次第に従いまして進めさせていただきます。まず、開会にあたりまして小田原市関野文化部長より挨拶申し上げます。

【2 あいさつ】

文化部長 皆様、こんばんは。小田原市文化部長の関野でございます。

皆様には、大変お忙しい中、小田原市スポーツ施設指定候補者選定委員会の委員就任をご承諾いただき、また、本日の第一回委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、本市では、行政改革の一環として、地方自治法及び小田原市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、現在、10件15施設で、施設の管理運営を民間に委ねる指定管理者制度を導入しております。

これから、皆様にご審議いただきます、小田原アリーナ、小田原テニスガーデン、城山陸上競技場、小峰庭球場の4つのスポーツ施設も、平成24年度から指定管理者制度を導入し、今年度で5年間の指定期間が満了となります。

指定管理者制度を導入したことで、直営時と比べ、自主事業の充実やトレーニングマシンの大幅更新などのサービス向上により利用者数が増加しており、また、市の施設管理経費の縮減などの導入効果が出ております。

再選定にあたりましては、スポーツ施設の目的である生涯スポーツの推進や地域の活性化によりいっそう寄与する施設となるよう、そして、より地域の皆様のお役に立てる施設となるように機能していくことが大切であると考えております。

皆様には忌憚のないご意見をいただき、そして、適切な候補者選定ができますよう、ご協力をお願いいたしまして、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

【3 委員紹介】

司 会 ありがとうございます。

さて、本日お集まりいただきました皆様には、ご多忙の中、委員をお引き受けいただきありがとうございます。委員の皆様への委嘱状は、大変申し訳ございませんが卓上配布とさせていただきますので、ご了承ください。

次に、本日初めて顔を合わせる皆様も多いかと存じますので、ご出席いただいている委員の皆様は、名簿の順に従い自己紹介をお願いいたします。

(委員自己紹介)

引き続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

小田原市文化部 副部長の杉崎でございます。

小田原市スポーツ課 管理係長の嵯峨でございます。

小田原市スポーツ課 管理係の山浦でございます。

小田原市スポーツ課 管理係の河合でございます。

最後に私、小田原市スポーツ課 課長の尾沢でございます。

【4 諮問事項】

司 会 次に本委員会への諮問事項について、諮問書を市長から預かっておりますので、読み上げさせていただきます。

スポーツ施設指定候補者選定委員会委員長様。小田原市長 加藤憲一。

スポーツ施設指定候補者の選定について（諮問）

本市では、市民の健康維持、各種スポーツの推進などのため、小田原市総合文化体育館をはじめとしたスポーツ施設を設置しております。これらスポーツ施設のうち、小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ、小田原テニスガーデン、城山陸上競技場、小峰庭球場の4施設は、平成24年度より一括で指定管理者制度を導入しておりますが、現在の指定管理者の指定期間が今年度末で終了することから、改めて指定管理者を指定する必要があります。

つきましては、小田原市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年小田原市条例第26号）第4条第3項の規定に基づき、スポーツ施設指定候補者の選定について、ご意見をいただきたく諮問するものです。

指定候補者の選定について諮問されましたので、募集要項等、選定に係る内容について、ご審議願います。

【5 議 題】

司 会 審議にあたり、委員会規則第4条第1項により、本委員会の委員長は文化部長となっております。また、第5条第1項の規定により、委員長が議長となりますので、これより議事の進行は委員長である関野文化部長にお願いいたします。

議 長 改めまして、以後の議事進行につきましては、私が務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議題に入ります前に、事務局から本日の資料の確認をお願いいたします。

事務局 （資料説明）

議 長 それでは、議題に入ります。議題（1）小田原市スポーツ施設指定候補者選定委員会の設置目的及び検討内容について、事務局から説明願います。

事務局 それでは、議題1の小田原市スポーツ施設指定候補者選定委員会の設置目的及び検討内
ついてご説明申し上げますので、資料をご覧くださいと存じます。

設置目的につきましては、スポーツ施設への指定管理者制度を再指定するにあたり、指定管理者の候補者を選定するためでございますが、この度の委員会は、本市スポーツ施設のうち、平成24年度から一括で指定管理者制度を導入しております、「小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ、小田原テニスガーデン、城山陸上競技場、小峰庭球場」の4施設について、指定期間満了に伴う指定管理者の候補者の選定をお願いするものでございます。

開催日程及び検討内容は項目2にございますが、選定委員会は2回の開催を予定してお

ります。本日開催の第1回選定委員会では、制度等のご説明の後、候補者募集にあたり基本的事項を取りまとめました募集要項等の所管課作成案についてご検討をいただき、募集要項等を定めるものでございます。

その後、第1回選定委員会で決めました募集要項等を7月1日からホームページ等により公表・配布、応募期間は8月16日から8月29日の予定でございます。

募集期間終了後の9月下旬に第2回選定委員会の開催を予定しておりますが、その内容は、応募書類とプレゼンテーションにより応募内容の審査を行い、指定管理者の候補者を選定していただくものでございます。

その他、小田原市スポーツ施設指定候補者選定委員会の基本的事項につきましては、資料2の委員会規則により説明いたします。

恐れ入りますが、お手元の資料2「小田原市スポーツ施設指定候補者選定委員会規則」をご覧くださいと存じます。

この規則は第2条にございますように、スポーツ施設について指定管理者の候補者の選定等に関する事項について、公平かつ適正に行うように、指定候補者選定委員会を置くことを定めたものでございます。

第3条から第6条につきましては、委員会の運営方法を定めたものでございます。

第3条第2項につきましては、委員の皆様の任期を定めたもので、委員会に諮問された事項に関する審査が終了するまでを任期としておりますが、第2条の所掌事務を行うに当たり、第5条により委員長が召集するものでございます。

第7条及び第8条につきましては、委員会の公平性及び適正を保つよう、利害関係者の除斥及び選定等に伴う守秘義務を定めたものでございます。

以上をもちまして、小田原市スポーツ施設指定候補者選定委員会の設置目的及び検討内についてご説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、ご質問・ご意見等をお受けいたしたいと思っております。

委員全員 質疑なし

議長 質問もないようですので、次の議題に移ります。
次に、議題(2)指定管理者制度について、事務局から説明願います。

事務局 それでは私から、指定管理者制度についてご説明申し上げますので、恐れ入りますが、お手元の資料「指定管理者制度について」をご覧くださいと存じます。
指定管理者制度の概要でございますが、従来、公の施設の運営管理は自治体等が直接運営するか、その出資団体などが委託により運営することとされておりましたものを、平成15年の地方自治法の改正により、民間事業者やNPOなどの多様な団体が自治体等に代わる管理者として指定され、管理運営ができることとなったものでございます。
この制度目的は、民間事業者やNPOなどの多様な団体の能力を活用して施設サービス

の向上や管理運営費の削減を図るなど、より効果的、効率的な施設の管理運営にするものでございますが、従来の管理委託制度と指定管理者制度の違いの主なものは(2)の表のとおりでございます。基本的な違いは、管理委託制度が自治体等の管理の下、仕様で定められた業務を行うものであったのに対し、民間事業者等が条例で定められた管理業務について権限を持ち、自ら立案した事業計画等に基づき、その能力を生かした施設の管理運営を行うことができることでございます。

こうした指定管理者制度の目的に鑑み、小田原市では(3)のアからエの視点により制度の活用の判断をしております。具体的には、アのサービスの向上と利用促進、イの経費削減と収益率の向上、ウの施設利用の公平性・平等性の確保、エの安定した経営と同時に自主事業の展開や地域貢献など、その能力を生かした運営が可能かどうか、でございます。

また、指定期間に特段の定めはございませんが、本市は3～5年としております。今回対象とするスポーツ施設につきましては、サービスの継続性や導入効果の増大を図るため前回導入時と同様の5年とするものでございます。

続きまして、指定管理者の指定方法でございますが、公募により申請をいたしました事業者の中から、指定管理を行う候補者を、委員会を設置して選定いたします。選定された候補者は議会の議決を経て、正式に指定管理者として指定され、その後、協定の締結、業務の引継ぎを行い、指定管理者による管理運営の開始となります。()内の月は今回のスポーツ施設への導入に関してその時期を表記したものでございます。

なお、本市における平成27年12月までの指定管理者制度の導入状況は一覧表のとおりでございます。

以上で指定管理者制度の説明を終わらせていただきます。

議 長 説明が終わりましたので、ご質問等をお受けいたしたいと思っております。

委員全員 質疑なし

議 長 質問もないようですので、次の議題に移ります。

次に、議題(3)小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ、テニスガーデン、城山陸上競技場、小峰庭球場の概要について、事務局から説明願います。

事務局 それでは私から、「小田原市のスポーツ施設の概要」についてご説明申し上げますので、恐れ入りますが、お手元の資料「小田原市のスポーツ施設の概要」をご覧くださいと存じます。

まずは、1ページをお開きください。1ページから9ページにわたりましては、小田原アリーナほか4施設について記載しており、1として、その目的を記載、2として、竣工または開放の年月、構造・規模、利用状況等の施設概要を記載、3として、当該施設で開催されます主な大会を記載。3ページをお開きください。4として、利用料金を記載。4ページをお開きください。5として、各施設の管理運営上の留意事項を記載しており、

以下、小田原テニスガーデン、城山陸上競技場、小峰庭球場も同様であります。

1 ページにお戻りください。小田原アリーナ及び小田原テニスガーデンにつきましては、平成 10 年の国体の開催にあわせて整備したのですが、小田原アリーナは約 610 台の駐車場、メインアリーナ、サブアリーナ、トレーニングルーム、フィットネススタジオ、サウナ、大小会議室などで構成され、平成 27 年度の年間利用者数は 355,442 人でした。

5 ページをお開きください。テニスガーデンは砂入り人工芝の 16 面でうち北側 8 面は夜間照明がついております。平成 27 年度の年間利用者数は 164,136 人でした。次に、7 ページ、城山陸上競技場につきましては、昭和 30 年に竣工したもので、400m のメイントラック、サブトラック、メインスタンド、会議室及びトレーニングルームを含む管理棟などで構成され、平成 27 年度の年間利用者数は 106,983 人でした。

次に 9 ページをご覧ください。小峰庭球場は城山陸上競技場の南東側、相洋高校のグラウンドの道路を挟んだ北側にあり、全天候型コートが 2 面あり、平成 27 年度の年間利用者数は 6,791 人でした。

次に 10 ページをご覧ください。小峰庭球場を除く各施設は公用使用、体育協会やその加盟団体、学校などが使用する場合に利用料金の免除や減額を行っております。

次に 13 ページをご覧ください。納めていただいている使用料は原則還付しない規定となっておりますが、天候や管理者側の都合、あるいは一定の期間前にキャンセルされる場合には全額もしくは一部を還付してきております。

次に、15 ページには各施設の収入実績、減免状況、施設利用実績を記載いたしました。

次に 16 ページをご覧ください。項目 2 の「収支予算算出に係る参考資料」についてですが、応募いただく際の資料として、別紙として、収入及び経費の一部についての資料を用意いたしました。詳細は後ほどご説明させていただきます。

次に、備品管理につきましては、テーブル何台、椅子何台などから専用器具まで詳細に記したのですが、本日は資料が膨大となりますことから添付を省略させていただきました。

次に 17 ページをご覧ください。その他の関連スポーツ施設の利用者実績や収入実績を記載いたしました。なお、収入がない施設は無料施設となります。

次に、18 ページをご覧ください。参考資料といたしまして、平成 22 年度市の直営時の管理の状況について記載しています。18 ページから 19 ページにかけては、施設ごとの業務別の業務時間や人員体制について記載しています。

次に、19 ページから 22 ページにかけては、各施設ごとに委託契約、賃借契約の状況を記載しております。

別紙「城山陸上競技場改修工事概要」をご覧ください。同競技場は、ラグビー日本代表の練習拠点としての利用を契機に、多目的な利用やより多くの人々に利用されることを目的とし、本年度、インフィールド芝生等の競技スペースの改修、トイレ移設・シャワールーム等の管理棟改修、夜間照明等の付帯設備の改修を実施します。改修箇所は別紙平面図のとおりとなっております。

次に別紙「収支予算算出に係る資料」をご覧ください。収入としまして、4 施設合計の指定管理料及び利用料収入について記載しております。

また、光熱水費、修繕の支出状況および主な修繕の内容を記載しています。裏面の項目4には、平成29年度以降に改修や備品の老朽化等により新たに発生する業務について記載しています。

仕様書集はページ数が多いことから今回は添付を省略させていただきましたので、ページ数につきましても記載しておりません。

以上をもちまして、小田原市のスポーツ施設の概要についてご説明を終わらせていただきます。

委員全員 質疑なし

議長 質問もないようですので、次の議題に移ります。

それでは、議題(4)指定管理者募集要項等について、事務局から説明願います。

事務局 それでは、「小田原市スポーツ施設指定管理者募集要項」についてご説明申し上げますので、恐れ入りますが、お手元の資料をご覧くださいと存じます。

この要項は、1に表示しました対象施設について指定管理者制度を導入するにあたり、基本的な事項を定めたものでございます。

1ページの項番2は指定管理者が施設を管理運営する際に守っていただく方針でございますが、適切な維持管理、利便性の向上、公平平等な利用の確保、利用者ニーズの反映や利用促進、危機管理体制や個人情報保護などに留意し、運営をすることとしたものでございます。

項番3の指定管理者が行う管理の基準につきましては、個人情報保護や情報公開も含めた法令等の遵守、施設や備品の適切な維持管理、環境への負荷を軽減に努めること、及び事業計画や年度協定に基づいた管理を行うことを基準として規定したものでございます。

2ページをお開きください。項番4の管理業務につきましては、施設利用全般に関する業務及び施設の安全性の確保、災害発生時の避難者対応、自主事業の実施、事業実施状況の報告などを主な業務を示したものでございます。詳細につきましては、別冊となっております「小田原市スポーツ施設管理運営業務仕様書」に掲載してございます。本日、資料が膨大となるため説明は割愛しておりますが、合わせてご審議いただきたいと思います。

続きまして、3ページをご覧ください。項番7の指定管理に係る経費につきましては、施設の利用料金を指定管理者の収入とし、その収入以外に管理運営に必要とする額について、市と指定管理者で協議し、協定書に定めて年度毎に支払うものでございます。なお、応募者が経費算定の提案をするにあたりましては、施設の概要のほか、参考として平成22年直営時の管理の状況、「城山陸上競技場改修工事概要」及び「収支予算算出に係る資料」を提示するものでございます。

項番8の市及び指定管理者の業務区分・リスク分担につきましては、11ページから13ページにございます別表1及び2をご覧ください。基本的な施設の運営管理業務につ

きましては指定管理者、通常の維持管理でない施設の改修整備や法令等の変更への対応、大規模な災害等への対応などにつきましては市がその任にあたるものでございます。

3から4ページにかかる項番9の指定管理者が指定期間中に設置した施設等の帰属でございますが、指定管理者が利便性の向上等のために自主的に設置した施設設備等につきまして、原則として、その所有を市とするものでございます。

4ページをお開きください。項番10の応募資格につきましては、利害関係者の関与等を排除するとともに、施設の管理運営を安定して適切に行うために、応募者の資格要件を定めたものでございます。

項番11から13までは、応募に際して開催する説明会や申請手続きについて規定したものでございます。

7ページをご覧ください。項番14から16につきましては、先ほど選定委員会の設置目的及び検討内容でご説明申し上げた内容と同様のものでございます。

8ページをお開きください。項番19の選定結果でございますが、委員の皆様を選定していただきました結果は全申請者に通知するとともに、市のホームページで公表することとしたものでございます。

9ページをご覧ください。項番21のスケジュールにつきましては、本日の選定委員会以降、指定管理者による施設の運営管理業務開始に至るまでの、募集要項各項目にお示しした指定管理者指定手続きの日程を取りまとめて載せたものでございます。

項番22から10ページの項番24につきましては、指定管理者に対する市の指導監督及び運営管理継続等に関するトラブルへの対応について定めたものでございます。

14ページをお開きください。第2回選定委員会での申請者のプレゼンテーション実施時に委員の皆様を選定審査していただく際の採点基準表でございます。こちらの基準表の左側にあります選定基準は管理運営方針等に則ったものとなっております。

15ページ以降は、指定申請に要する書類の様式となっております。

以上で小田原市スポーツ施設指定管理者募集要項の説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、ご質問・ご意見等があればお願いいたします。

【 議題（４）質疑 】

鈴木委員 指定管理者の選定に当たっては各事業所から計画書等提出されると思うが、今回は2回目の募集となるが、現在の指定管理者が最初に提出した計画のとおり実施しているか等の毎年の評価は行なっているのか。

事務局 評価は実施している。募集要項14ページの審査基準のとおり目的等の同様の項目が達成されているかどうか等を毎年評価している。

鈴木委員 今回の選定において、その評価を参考にしなくてよいのか。

- 事務局 改めて指定管理者を募集するため、現在の指定管理者の評価は参考にしないものと考えている。提案が違うため、現在の指定管理者と比較してということはない。
- 議長 事務局からの回答としては、応募してくる事業者に対して、新たに審査基準に基づいて選考するということが、審査基準が適正かどうか、事業者が適正かどうか等判断する際に、現在の事業者の評価が参考になるのではないかという意見だが、その点について事務局はどう考えるか。
- 事務局 現状の指定管理の状態については、現在の事業者の評価が参考になるが、新たな提案に対して現在の事業者の評価は参考にならないのではないかと考える。
現在の事業者も新規業者も事業提案の内容で改めて評価してもらう。
- 鈴木委員 今回は選定を行うだけで、評価管理制度は別に同じような委員会があるということか。
- 事務局 評価については、他部署が取りまとめている。
- 鈴木委員 それは行政が評価しているということで、第三者評価という制度はないということか。評価結果は公表されているのか。
- 事務局 そのとおりである。評価結果は公表されている。
- 川向委員 既存事業者も継続で応募することはできるのか。
- 事務局 応募は自由であり、既存事業者も応募可能である。
- 松本委員 前回の選定の採点后、審査基準のとおり、事業者が計画を実施しているかが分からない。それによっては、基準を増やす必要もあるのではないか。
- 事務局 毎年、指定管理者を評価しており、その基準は概ね達成されている。
- 江島委員 毎年、評価を実施しているということだが、その結果は公表されているのか。
- 事務局 評価については、公表している。
- 鈴木委員 南足柄市の第三者評価委員会では外部評価を採用しており、1項目について200位の評価項目があり、利用者のアンケートもとっている。指定管理者制度のメリットは費用の削減もあるが、利用者の利便向上を図ることが重要である。利用者の意見を反映することが重要だと思うがその点はどうか。

- 議長 選定と評価、両方重要であるが、今回の委員会においてまず、募集要項等の内容を固める必要がある。その点についてご意見はないか。
- 木村委員 収支計画については鈴木委員に評価してもらわないと分からない。
- 鈴木委員 今までの実績と比較して判断する必要がある。平成27年度までの収支については公表されるのか。それがないと今までの業者が絶対的に有利になってしまう。
- 事務局 施設概要最終ページ「収支予算算出に係る参考資料」に公開できる収支の部分は記載している。また、それを補うものとして、施設概要18ページに平成22年度直営時の人員の配置状況、委託の状況等を参考に示しており、それに加えて仕様書、仕様書集を参考に事業費を積み上げ、収支計画を立てていただくこととなる。
- 川向委員 事業者からの提出書類は、事前に委員に配布されるのか。
- 事務局 事務局が書類確認後、事前に配布させていただく。
- 川向委員 審査基準が大雑把に見える。川崎市とどろきアリーナで選定委員をやっていたことがあったが、川崎市では、市の重要とする点、詳細に評価項目が決められていた。また、応募事業者の現状の収支実績の報告を求めて、事前に公認会計士が経営状況等を評価し、その情報を事前に持ってプレゼンテーションを聞き、評価した。現時点で、どの基準、どこを見て評価すればよいか分からない。
- 江島委員 選定の際に、提出書類の基本的な考え方と審査基準が本当に合っているのか分からない。また、選定するための情報が少なすぎるのではないか。指定管理導入から5年が経過し、利用者のニーズやその対応等、現状と未来を把握していないと選定が難しくなるのでは。もう少し詳細なものが必要ではないか。
- 事務局 審査基準の項目に則して、事業者に提案してもらおう。よって、審査基準のと通りの提案がなされるため、それに対して評価していただくことになる。利用者の意見については、現指定管理者が、アンケート調査を実施し把握しており、それについては公表できるので、そちらを勘案し評価していただきたい。
- 木村委員 ただ収支計画等を見せられても、現在の指定管理者と新たに応募してきた事業者との収支の比較しかできないのではないか。事業者の経営状況等について、収支計画等を事前に鈴木委員に評価してもらおうのか。
- 事務局 事業者の経営状況等については、前回選定時と同様に公認会計士に評価を示していただ

きたい。

また、審査基準にあるように、より良いサービスを市民に提供するという観点もあり、安かろう悪かろうにならないように、平成27年度の一部収支を示している。

江島委員 審査基準の中で「サービス向上」・「利用促進」等あるが、何を基準としてサービス向上とするのか具体的な内容がないとよくわからない部分がある。

事務局 利用者が求めるサービスも多様であるため、基本的な考え方を事業者がそれぞれ捉え、それに基づいたサービスを提案してもらい、それに対し評価していただきたいと考えている。

江島委員 サービス向上については、時代や利用者によって判断は違う。将来的に5年の間、事業者が何を考えてサービス向上を目指していくのか示せるとよい。

事務局 サービスは事業者によって多様化するところであり、説明を重点的に行なうよう要求することは可能であるため、そのようにしたい。
利用者サービスの向上、利用促進の取組等は評価が難しいところはあるが、色々な手法があるため、具体的な手法や考え方について評価していただきたい。
評価の中で不足するところがあれば、付帯決議をしていただきたい。

鈴木委員 利用者の増加、利用料収入の増加、サービスの質の向上の要因はあると思うが、例えば利用人数について、市としての目標が100%のところ、120%を目指す計画を立てても意味がないわけで、実際もっと利用してもらいたいのか、そういった市としての目標が分からないため、どういうところに力を入れている事業者を選定すべきか分からない。募集側として、重点的に取り組むべき事項を提案事項として盛り込めないのか。

事務局 そこは基本的には応募者が提案するものと考えている。

鈴木委員 市として主体的なスタンスはないのか。もっと利用を促すとか、昼間の利用率を増やして欲しいとか、市側から提案としてあってもよいと思うが。
これだと指定管理者任せに近いものを感じる。市としての理想像があってそこに近づけるという目標を示す必要があるのではないか。

木村委員 いきなり利用人数の目標を上げられても困ると思うが。平成27年度約35万人の利用が45万人にされても現実的ではない。

事務局 利用人数は後から結果としてついてくるもので、市として提示できるのは最低ラインであり、直営時は超えてもらいたい。
選定において、目標と言うよりはプランで諮りたいと考えている。利用者増がプランと

して示された時にそのプランの実行性について審査いただきたい。

川向委員 選考委員も考え方がそれぞれ違う。それぞれ重要と思うところを評価しても、結局他の項目の評価が強ければ平均化されてしまう。

事務局 おっしゃるとおり単純にプロポーザルの評価だけではそう言うことになるが、プロポーザル終了後、委員会の中で、評価内容等を確認していただくことになる。その後、最終的な審査結果とさせていただきます。

議長 プロポーザル審査、評価をする際に意見交換をしながら採点を行なうということか。

事務局 まずプロポーザルの評価、採点を行ない、その後、委員間で意見交換を行い、最終的に候補者を選定していただきたい。

川向委員 あくまでも個人の意見を尊重しつつ、お互い委員の意見を聞きあって最終的に候補者を選定するということが。

事務局 そのとおりである。

議長 事務局の方から要項案について、委員に確認する点はあるか。

事務局 要項案については前回の基準を元に作成している。一連の今回の評価基準が分かりにくいという意見は、どういった採点を行なうかという疑問から生じていると思われるので、参考までに前回の内容を基にした資料と今回の審査基準を補足する資料をお示しさせていただきます。

鈴木委員 募集要項15ページ 第1号様式添付書類4番 当該団体の事業計画書及び収支予算書（平成27年度）とあるが、平成29年度ではないか。

事務局 応募してきた団体自体について、健全な経営がなされているかを確認するために提出してもらおう。企業体を組む団体であれば、各会社が健全な経営がなされているか確認する。今回の指定管理の事業計画・収支計画というわけではなく、会社としての事業計画・収支計画を示していただく。

鈴木委員 4のとおり行なわれているか確認するために、3の書類を提出してもらおうということか。

事務局 そのとおりである。

江島委員 募集要項の今後のスケジュールがあるが、他施設と同様のスケジュールなのか。

事務局 標準的なスケジュールであると考えている。

江島委員 城山陸上競技場は改修するが、小田原アリーナやテニスガーデンは改修する予定はあるのか。

事務局 市としての短期・中期的な計画はあるが、財政上の調整等があり必ずしもできるというものではない。

江島委員 現施設を土台にしながら、利用人数等を判断していくということによいか。

事務局 そのとおりである。

鈴木委員 応募が1社しかない場合はどうするのか。

事務局 1社であっても評価をしていただき、不適であれば再度募集となる。応募がなかった場合は非公募で選定を行なうこととなる。

議長 質疑も尽きたようなので、指定管理者募集要項等についてお諮りさせていただく。本件については、事務局作成案により、指定候補者を募集してよいか。

委員全員 異議なし

議長 それでは、異議がないようなので、募集要項については事務局作成案とさせていただく。最後に(5)その他 について、事務局から何かあるか。

事務局 その他としては、第2回目の指定候補者選定委員会の日程について、9月の29日(木曜日)で考えている。委員の方にはお勤めの方もいらっしゃるのでは、お休みの日の開催も考えているが、皆様のご都合はいかがか。
また、第2回委員会については、指定候補者の選定の審議を行うため、委員会の公開は、申請団体のノウハウ、経営状況活動等を公開することとなり、当該団体の事業運営上又は財産権等の利益が不当に損なわれるおそれがあること、また、選定委員会の率直な意見交換、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから、非公開とさせていただきたいと考えているが、よろしいか。

議長 ただいま、事務局から日程案が示されたが、皆様のご都合はいかがか。

木村委員 時間はどうなるか。

事務局 プロポーザル後、採点評価を行なうため、午前9時から午後4時を予定している。

川向委員 1業者のプロポーザル時間はどの位か。

事務局 プレゼンテーションは15分、質疑応答、採点等を実施する。今回は10時から午後1時までプロポーザルを行い、休憩後、審議、採点確認、集計、確定し、付議事項を検討し午後3時に散会となっている。

議長 それでは次回の日程は9月29日（木曜日）午前9時からとさせていただきますがよろしいでしょうか。

委員全員 了承。

議長 また、第2回委員会の非公開とすることについて、よろしいか。

委員全員 了承。

議長 それでは、第2回委員会は非公開の取り扱いとさせていただきます。その他に確認事項はあるか。

鈴木委員 応募書類の審査も第2回委員会で行なえばよいのか。

事務局 そのとおりである。応募書類は事前送付させていただく。

議長 事務局から今後のスケジュールについては説明していただきたい。

事務局 今後のスケジュールとしては募集要項9ページのとおり、募集締切が8月29日となるため、事務局で提出書類の不備を確認し、選定委員会の1週間から10日前までに応募書類をお届けさせていただく。

議長 以上をもって、予定していた議題は全て終了したので、進行を司会に戻させていただきます。円滑な進行にご協力いただき誠にありがとうございました。

司会 本日の会議は閉会といたします。ありがとうございました。